

ネオまたはポスト行政国家論・続章

－アドミニストレーションの今日と明日－

手 島 孝

目 次

はじめに

I 国家の行政国家化

II 行政国家の変質－ネオ行政国家

1 20世紀資本主義－前期職能国家－前期行政国家

2 21世紀資本主義－後期職能国家－後期行政国家

(1) 世紀末・新世紀の資本主義

(2) 後期職能国家

(3) 後期行政国家としてのネオ行政国家

A 前期行政国家からの量的連続－国家機能の行政化

B 前期行政国家からの質的転化（その1）－行政機能の遠心化

①国際システムへの溢出

②執政レベルへの滲出

(以上、14巻1・2号)

③中央省庁の再編

④政党への浸透

⑤独法化

⑥地方化

⑦私化

(以上、本号)

C 前期行政国家からの質的転化（その2）－行政機能の遍在化 (以下、次号)

III ネオまたはポスト行政国家の問題性

承 前

(水平拡散)

③中央省庁の再編－集散（`大括り、と `小分け、）の同時展開

行政機能の拡散は、水平的には何よりも先ず、中央行政機関の第1次的分業

単位たる^{デパートメンツ}省庁の分散となって現れるであろう。

そもそも利害多元の大規模国家の中央行政機構には、歴史的・社会的背景こそ各国各様とはいえ、共通して大なり小なり分立割拠の性向が内在する。わが国また、今日なお——合衆国→合洲国の二重もじりと覚しき——「合省国」とも諷刺される⁷⁷⁾ように、その例に洩れない。⁷⁸⁾

しかし、`強い政府、への現代的要請は、あえて中央（行）政府の集中・統一を促す方向へ働くであろう。これが`（強いが）小さな政府、というポストモダンのスローガンと結びつくとき、中央（行）政府は、整理と集約による凝縮的再編に傾く。わが国では、1996～2001年の「橋本行革」が、まさにこの時代潮流に棹さしたといえる。にもかかわらず、それにしてなお、かの内在的遠心力を本質的に逆転はできなかったこと、以下の検討に明らかなおりである。

橋本行革の結果、世紀末時点における

1府21省庁または1府12省9準省（総理府+12省+8大臣庁・1大臣委員会）

は、新世紀とともに

1府12省庁または1府10省2準省（内閣府+10省+1大臣庁・1大臣委員会）

に再編成された。

たしかに、それは既存の府省庁を「大括り」⁷⁹⁾して、その総数を減少させるものではあった。すなわち、—

総理府+沖縄開発庁+経済企画庁	→ 内閣府
総務庁+自治省+郵政省	→ 総務省
運輸省+国土庁+北海道開発庁+建設省	→ 国土交通省
環境庁+通商産業省・農林水産省・厚生省の各一部	→ 環境省
厚生省+労働省	→ 厚生労働省
文部省+科学技術庁	→ 文部科学省 ⁸⁰⁾

しかし、それは「国務大臣を長とする旧総理府傘下の大臣庁のほとんどを廃

止したためであり、省にかぎっていえば、従前の12省が10省になっただけのこと」と冷眼視もされる。⁸¹⁾ かくて加えて、その後2007年1月には、多年の政治的懸案、防衛庁の省昇格が実現して、省は1増する。その帰結として「準省」⁸²⁾ たる大臣庁・大臣委員会フォーマルは公フォーマル式には1減したが、つとに非公インフォーマル式には、再編の枠組をすり抜けて実質準省的な金融庁（後述）が出現しており⁸³⁾、さらには既述（本節②）経済財政諮問会議の同然ないしそれ以上の実態にも着目すれば（ちなみに、これら2機関は大括りならぬ「小分け」の所産であること、直ぐ後に触れるが）、わが中央省庁体制は2008年現在、

1府11省3準省（ここに準省は、公式存在として国家公安委員会、非公式存在として金融庁と経済財政諮問会議）

と、再び（あるいは依然）根強い増勢にあると見るべく、実際、近々「常設の担当大臣」下に「消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織」を発足させると表明した08年々頭の首相施政方針演説⁸⁴⁾ は、まさにこの揺り戻し動向を端的に裏書きする以外の何ものでもあるまい。

このように「大括り」は、マイナーをも含めた大小22府省庁の頭数をこそ一13ないし15に一減じた（「半減」と誇称された）ものの、統廃合をめぐる利害関係諸勢力の激烈な政治力学的闘ぎ合い⁸⁵⁾ の妥協的決着として皮相の単なる「数合わせ」に終わった観を否めず、メジャー省庁たる諸省の分立割拠状況には基本的に旧態依然たるものがある、といわねばならない。事実、伝統的12省は、後述する大蔵省→財務省の場合を唯一例外に、旧套継承の横滑りか（法務、外務、農林水産、経済産業、防衛の場合）、機械的併合か（総務、国土交通、環境、厚生労働、文部科学の場合）で名目「再編」されたにとどまり、実質的には、さして変り映えせぬ新旧混合11省の並立へと移行したに過ぎない。

しかも、実績はともかく諸省間の「総合調整」に任ずべきであった旧大臣庁が、すべて数合わせの犠牲に供せられ生き残り諸省に吸収された結果、それらに代替すべく図られた総合調整機能の「内閣官房・内閣府への」「せり上げ」⁸⁶⁾ にもかかわらず、群省割拠の大勢に渉々しい変化はないどころか、むしろなお加速すらしつつあると見られよう。機械的併合によって誕生した総務省・国土交通省・厚生労働省なかんずく後二者、いわゆる「巨大省」の場合など、内部

に反融合的＝分離的要因を大きく抱え込んだだけに、それら自体の一体性さえ未確立のままである。⁸⁷⁾

上に述べた名集実散ともいふべき「大括り」の集散複合効果に比し、同時に展開された「小分け」がもつぱら分散に志向するものであったことは明らかである。財(政)金(融)分離と予算編成権見直しを二大主題とする旧大蔵省の解体・分割劇がそれにあたる。

すでに1997年6月の日本銀行法改正(平成9年法102、翌年4月施行)による日銀の独立性強化(大蔵大臣の一般監督権・解任権の廃止)に始まっていた財金分離は、旧総理府外局としての金融監督庁の設置(1998年)を経て、2000～01年、金融庁が内閣府の外局(ただし、長官に加えて担当特命大臣が置かれる異例の実質準省的位置づけ⁸⁸⁾)として新設されるに及んで完成、金融行政は旧大蔵省から分裂し独立した⁸⁹⁾。

また、かねて批判の矢面に立つ(旧大蔵省→新財務省)主計局の予算編成権は、今次の行革にもしぶとく生き延びたが、ただこの度は無傷とはいかず、トップレベルの或る程度が内閣府の経済財政諮問会議へ迫り上げ転位を余儀なくされたことについては、既に論ずるところがあった(本節②)。

かくて、旧中央省庁「帝国」体制の盟主、大蔵「王国」は版図を削減され、→日銀、→金融庁、→経済財政諮問会議にかなりの権限移譲を強いられて、本体部分は「財政省」へと名実ともに縮小の憂き目を見る(もつとも、すでにして『財務省支配の復活』が語られつつある⁹⁰⁾が)。

④政党への浸透

行政能力の水平拡散は、上③に見た行政府部内の隠然たるそれとともに、「三権」の垣すら越境し、行政府から、並立する他種の公式国家機関二つすなわち立法府・司法府への方向でも現象しつつあることが確認される⁹¹⁾が、同時に、政治(＝立法・執政・行政)機関と非-ないし半-(または準-)公式的に補完・併存の関係に立つ政党⁹²⁾へのそれが、さらに大きく注目されなければならない。

これについても、すでに論ずるところがあった⁹³⁾が、かつては官界(行政官

僚）から政党へ流出するのが—とくにわが国での—メインルートであったのが、今や政党自体の内部における自家培養がむしろ主流となる観を呈しつつある。

吉田茂、岸信介、池田勇人、佐藤栄作、大平正芳、福田赳夫、宮沢喜一と連なる前者の系譜は、初め行政官僚としてキャリアを振り出し、中途にして政界＝政党に転じ首相にまで至ったケースである——後藤田正晴もまたこれに準じようか——が、彼らが、果たして、政党を本籍とするいわゆる党人に化身し旧来の政党のエートスに同化しえたかは、甚だ疑問である⁹⁴⁾。

対して、政党組織の近代化・現代化（広義「官僚制化」）が進むとともに、自前の行政理性醸成が可能となってくる。政党の新エートスとしての行政理性（「政党官僚ないし党官僚、エートス」）の誕生・成長である。1991年に筆者は次のように書いた。——

……政党にあって、リーダーシップの要素として行政力がとみに重みを加える形勢である。ここで注目すべきは、この現象が今や、日独に今日なお見られる官界から政界への転身という外来ルートでよりは、むしろ政党内部における「官僚化、官僚制化」によって内在・本質的に進行しつつあることであろう。政権党の党首すなわち政権トップのポストがいわゆる「党官僚」の占めるところとなる時代の趨勢に、そのことを象徴的に見て取ることができる。ソ連（ゴルバチョフ）然り、アメリカ（ブッシュ〔父〕）然り。そして、最近のわが国（竹下〔登〕、海部〔俊樹〕）もまた例外ではない。⁹⁵⁾

事態は、その後さらに進展を見る。ロシア（プーチン、メドベージェフ）、中国（江沢民、胡錦濤）、イギリス（ブレア、ブラウン）、ドイツ（シュレーダー、メルケル）など、海外に類例を求めるまでもなく、わが国では、かの「党税調のドン」「ミスター税調」「税の神様」山中定則⁹⁶⁾以後、いみじくも「パーティ（政党）官僚」と呼ばれた橋本龍太郎⁹⁷⁾が宰相の座に昇りつめ、その一典型を示している。前首相・福田康夫もまた、その範疇か⁹⁸⁾。そして近くは、与謝野馨⁹⁹⁾の名を逸することができない。

高名な歌人（鉄幹、晶子）を祖父母に、外交官の家庭（父・秀は国連大使などを勤め、母・道子は評論家）に育った与謝野は、野球部のマネジャー業に専念し

たという学生（東大法）時代を経て、日本原子力発電社員、代議士（中曽根康弘）秘書から、自民党入り。1972年以降、衆議院当選9回（前後、落選3回をはさむ）。94年からは、文相、内閣官房副長官、通産相、自民党政調会長、金融・経済財政担当相、内閣官房長官（安倍改造内閣）を歴任し、その後も自民党の財政改革研究会々長・税調小委員長として存在感を示しつつ、07年末の薬害肝炎救済問題はじめ政局の節目ごとに「政界の知恵袋」¹⁰⁰⁾の本領を発揮、08年8月の福田改造内閣、9月の麻生内閣で経済財政担当相に返り咲いている。

「父親が役人をしていたこともあって、今でも〔行政〕官僚に対してはシンパシーを持っており、……理解者の部類に入る」と自認する¹⁰¹⁾ 与謝野は、その生来のビューロクラットの資質¹⁰²⁾を現代的政党実務の中で開花させ、官房副長官時代すでに党内の有力政敵をして——「幾分の皮肉を込めて」ではあるが——「近代日本が生んだ最高のテクノクラート型政治家」と言わしめる¹⁰³⁾までに至った。政調会長としては、会長代理の大蔵省OB・柳澤伯夫と「与謝野—柳澤ライン」を結び、霞ヶ関から「近年最強のコンビ」と評せられる¹⁰⁴⁾。（もっとも、このラインないしコンビ、ひそかに—或いは公然とか—、与謝野を「1丁目1番地」、柳澤を「1丁目2番地」視する大蔵→財務官僚からは、カウンター・ビューロクラシーとして恐れられるには程遠く、むしろ同類意識から歓迎されている、とも巷間伝えられる¹⁰⁵⁾が。）ともあれ、『『政策職人』の異名を持ち〕「〔行政〕官僚の信頼の厚い」政党官僚・与謝野¹⁰⁶⁾の面目躍如というべきであろう。¹⁰⁷⁾

かつてもっぱら官界からの人的移動に伴った政党への行政能力拡散は、一時の「族議員」現象¹⁰⁸⁾を過渡段階に、今では、このように政党の内部での一機能としての—当該能力開発・調達が本格化することにより、なお持続するも近年とみに転身時期が弱年化する傾向にある在来の外来ルート¹⁰⁹⁾と、それを圧倒する勢いの新興・内発ルート（結果として、従来官界に独占・寡占の観のあった行政能力の、拡散に帰する）¹¹⁰⁾と、両々相俟っていよいよ加速する。

（下方拡散）

2006年、『ワルドー行政国家』を『再訪』したデュラントは、アメリカ当今の連邦レベル「ネオ行政国家」に、国家的責務・権能の(a)「上方へ」(国際機関・国際団体へ)、(b)「下方へ」(州政府・地方政府へ)、そして(c)「外部へ」(私的アクター・非営利アクターへ)、—3方向への分散性向を看て取った¹¹¹⁾。対して、日本の現状に正対・着目する本論文では、問題の拡散状況は、(イ)「上向」、(ロ)「水平」、(ハ)「下放」、の3ベクトルに整理され、(b)的局面は(c)とともに(ハ)に—もちろん小分類はされつつも—括られていること、前述¹¹²⁾のとおりである。(ちなみに、(a)(b)対(c)に見られる「政府—民間、国家—社会、ないし「内—外」対比の視点は、つとに1989年の手島論文の用いるところであり、今回ここでの試みは決してそれを消去するものではなく、両者オーバーラップして「拡散」の有機的な立体的把握に資することが期されている¹¹³⁾。)

(イ)の上方拡散は、国家行政機能の ①公式・非公式の超国家ないし国際レベルへの、②国内では執政レベルへのはみ出しとして、また(ロ)のいわば横滑り拡散は、国家システム内部における——行政外(=立法・司法)諸部門の行政力強化(『ネオ行政国家論』に詳論¹¹⁴⁾)と並ぶ——③固有の行政機関の分立体制の根強い持続、および④国家と社会両システムの結節環たる政党の行政能力蓄積として、すでに上述した。続いて、今日世上最も耳目を集めつつある—しかし事の本質は殆ど全く洞察されていない—(ハ)の下方拡散を取り上げる。先ず、国家行政機能のシステム内下放(⑤独法化)を、次いで、広義国家システム内ではあるが狭義の国家(中央政府)から地方公共団体(地方政府)へ下放(⑥地方化)を、そして最後に、究極の拡散として国家(政府)から社会(民間)へ下放(⑦私化)を。

なお、デュラントは、(b)と(c)の両方向性において彼国で採られている「政府改革行動計画」^{アジェンダ}として「Dの5乗」(D⁵)なるものを挙げる。すなわち、*downsizing, devolving, de-funding, deregulating & de-centering* の5手法である¹¹⁵⁾。邦語に移せば、さしずめ、()脱肥大(減量、縮小)、()脱集中(分散、移譲)、()脱出資(補助金削減)、()脱規制(規制緩和)および()脱集権(分権)、の「脱の5乗」ないし「5脱」となろうか。(なお、5が^{べき}冪指数〔⁵〕で示されているのは、これら5手法が—排他的でなく—重疊的に用いられるこ

とを慮ったものかと思われる。)そこでは、論理的というより、すぐれてレトリカルに悉皆種別されているが、これら諸方策、^{ムーターティス・ムーターンティス}多かれ少なかれ、いずれも現今のわが国にも対応すること周知のとおり。されば、この分類学、以下⑤～⑦の本考察にも説明のツールとして便宜である。

⑤独法化（「独立行政法人」化）

わが国における国家行政機能の国家システム内下方拡散の組織的展開は、いわゆるNPM¹¹⁶⁾の国際的影響下、橋本行革の一環として2001年省庁再編（③参照）と時を同じくした「独立行政法人」（以下「独法」）制度の導入（前者は1月6日、後者は4月1日の発足）によって始まった。

独法通則法（平成11年〔1999〕法103）の定義規定によれば、独法とは、公共上の見地から確実な実施を要請されるが必ずしも国が自ら主体となって直接実施するを要しない事務・事業で、私化になじまないもの（民間の主体に委ねると必ず実施される保証のないもの、または一の主体に独占的に行わせる必要のあるもの）を効率的・効果的に遂行するため、同法および個別法によって設立される一団とは別人格の一法人である（2条1項・6条）。すなわち、NPMの1眼目たる「効率化・実効化のための」企画立案と実施の分離、（＝脱集中）に向け、1988年来イギリスで推進されている「エージェンシー」の構想と実践¹¹⁷⁾に範をとったのであろうこと否むべくもないが、あくまで省の内部組織にとどまる「実施庁、的な本家本元のモデルよりも、独立の法人格を付与され法的・形式的に国（省庁組織）から切り出される点、日本のエピソードは、「エージェンシー化」から「法人化」¹¹⁸⁾へ百尺竿頭一步を進めたとも云えようか。

しかし、これはむしろすぐれて、可視的な「^{スリム化}行政整理」を「葵の印籠」に直截・端的に脱肥大を志向したわが国に特有の現実的政策動機に起因したもの、すなわち、法形式的に国から切り離すことによって、国プロパーの機構・人員・予算の削減を見せかけ上達成しようとする、数字合わせの苦肉の策（このことは、教職員13万人の非公務員化こそ主眼とされた——通則法とは異質ながら、そのフレームに便乗、それを準用した——2003年の国立大学法人法〔平成15年法112〕の場合、さらに露骨である）とも見るべく、されば、法形式的には

国家外部への下放の観を呈するものの、実質的にはなお——国と臍の緒（交付金・出資制度〔法46条・8条2項〕、業務評価制度〔法29～35条〕など）で繫った——国家システム内下放として論ずべき、したがって彼国のエージェンシー化とパラレルに論じて可なる所以である¹¹⁹⁾。

このように、^{プラン・ドゥ・チェック・アクション}P D C AのNPM的教条（建て前）と、減量公約の実行に便法として恰好視された現実政治的契機（本音）とが猥雑に絡み合ったわが独法化は、当初こそ一国家行政組織法8条の2に謂う「施設等機関」中一「試験研究機関」「検査検定機関」「文教研修施設」「医療厚生施設」を主とする中小57法人にとどまったが、その後、03年に造幣局および印刷局、04年には国立病院機構などの大「作業施設」・大「医療施設」もこれに続き、また、遡って02年—これまた多年懸案の一特殊法人等抜本見直しに際し、対象163法人中——存続となった2特殊法人（NHKなど）・4認可法人（日銀・日赤など）以外で廃止・民間化を免れた——30特殊法人・9認可法人の「受け皿」として重宝・転用される（わが独法制度の便法的性格のまさに然らしめるところか）こともあって、04年以降少なからず再編や統廃合を経ながらも、08年現在その数101に及んでいる¹²⁰⁾。

もともと、その制度設計は上述の必ずしも合理的でなく場当たりのでもある動機ゆえになお流動的で、101から85へと更なる一廃止・統合・私化による一整理が日程に上ってもいる（ただし、08年の第169回通常国会で当該法案審議未了）が、ともあれ、——NPM ^{フィロソフィー}思潮 ^{くら}追隨か、目眩ませの弥縫策か、はたまた廃止・私化への緩衝的一時凌ぎの過渡ステップか——思惑は多様にせよ、それら、もともとの独法に加え、広義のそれとみなされる後発数多の国立大学法人の類¹²¹⁾まで視野に入れるならば、この形での国家行政機能？ 機関の垂直的下方散開は今や結果的に大勢として見誤るべくもなからう。

⑥ ^{ローカリゼーション}地方化

独法化が一名はともあれ実において一狭義国家（＝中央政府）内の問題である¹²²⁾ のに対して、行政の下方転位は、広義国家システム（＝中央プラス地方の政府全体システム）の中で、中央政府（狭義の国家）から地方政府（連邦に

おける支分邦、単一国家のばあい地方自治体) への方向性でも現象する。いわゆる「地方化」の趨勢である。ここに働くのは、もっぱら脱集権すなわち「分権」の政治力学に他ならない。既述「小さな政府」(脱肥大) への時流¹²³⁾ が、先ずは中央政府を巻き込み、かねて伏流として命脈を保ち今再浮上・再活性化の秋に際会した地方分権の思想と運動に合流して、滔々たる大河となる。

海の彼方¹²⁴⁾ では、かのイギリスにおいてさえ、1997年ブレアの登場とともにスコットランド、ウェールズおよび北アイルランドへの「大きな地方分権」、ヨーロッパ地方自治憲章(1985年採択、88年発効)の調印・批准が実現、自治体の裁量権を拡大する^{ローカル・ガヴァメント・アクト} 地方分権法改正も行われて、サッチャーリズムへの逆流が顕在化する¹²⁵⁾ が、21世紀に入り別けても刮目に値するのがフランスの動向である。すでにミッテランの左派政権下、1982年の「市町村、^{コミューン} 県 ^{デパルタマン} および ^{レジオン} 州」の権利と自由に関する法律」に始まった「第1次地方分権改革」¹²⁶⁾ は、世紀を越えてシラク第2期の保守=中道政権に引き継がれ、その「第2次地方分権改革」によって更に推進された。すなわち、――

2003年の(第5共和国)憲法第17回改正は、地方分権に関する諸規定を新設・整備。()第1条(共和国の基本理念)に「その組織は^{デサントラリゼ}分権化される」との第4文を追加、()続いて「^{コレクティヴィテ・テリトリアル}地域共同体」の章を大幅に拡充(旧第11章→新第12章)、()そこにおいて、先ず、従来(1982年法参照)法律上の存在にとどまった州を市町村・県に並ぶ憲法上の地域共同体に昇格させ(第72条第1項)、それら地域共同体の^{ヴォカシオン}「使命」について^{スュブシディアリテ}「補完性」原則を宣明する(同条第2項)とともに、()具体的には、地方レベルの実験的試行制度(同条第4項)および決定型の住民投票制度(第72-1条第2項)の導入ならびに財政自治権の高度の保障(第72-2条)を定めた。¹²⁷⁾

次いで、これら憲法諸条項の実働化に任ずべく、早速同年、「地域共同体による実験的試行に関する^{ロア・オルガニク}組織法」、「決定型住民投票に関する組織法」など、翌年には、「地域共同体の財政自治に関する憲法第72-2条を適用するための組織法」および今次改革最大の眼目たる――1982年の第1次に続く――第2次^{デレガシオン}権限移譲にかかる「^{リベルテ・エ・レスポンサビリテ・ロカール}地方の自由と責任に関する^{ロア}〔通常〕法」と、矢継ぎ早

に制定され、実施に移されている。¹²⁸⁾ かくて、大革命このかた名だたる
ジャコバニスム
 中央集権主義国家であったフランスは、今や、かつて圧倒し去ったはずの対抗
ジロニディスム
 軸・地方分権主義へ歴史的な180度の劇的変針の観を呈する。

わが国にあってもまた、世紀末から新世紀にかけて展開は急である¹²⁹⁾。「機
 関委任事務」の全面廃止に象徴される「地方自治体の自由度拡大（＝国の関与
 の廃止・縮小）、¹³⁰⁾ を図った第1次分権改革（地方分権推進法〔平成7年(1995)
 法96、01年までの時限法〕→地方分権一括法〔平成11年(99)法87、翌年4月施行〕
 の後、いま地方分権改革推進法（平成18年〔06〕法111、翌年4月施行、3年間の
 時限法）が制定され、「自治体所掌事務の拡張（＝国の権限の移譲）、¹³⁰⁾ を眼目と
 する次段階（第2次分権改革）に向け、新地方分権一括法案が09年度中の国会
 上程を目途に準備されつつある。¹³¹⁾

この間、関連して、あるいは並行して、「平成の市町村大合併」と一国-自治
 体間の一財政構造のいわゆる「三位一体改革」も進んだ。前者、すなわち、明
 治（1889年、7万超の町村→1.6万弱の市町村）と昭和（1953～61年、1万弱の市町
 村→3,472市町村）の兩大合併に続く近代日本3度目のそれ（99年～）は、国の
 「飴と鞭、政策によって、99年4月段階の3,232市町村を55%の1,788（08年7月
 現在）¹³²⁾ にまで統合した。ここに働いた論理が、現実には、窮迫する地方財政
 の合理化・効率化という対症的・弥縫的なものであったにせよ、理念としては、
 分権の「受け皿、にふさわしい基礎自治体の強化・整備という大義にあったこ
 とは疑うべくもない。（もっとも、分権化なる戦略目的への、この文脈—基礎自
 治体の規模—における戦術的手段には、仏伊のように広域連携方式とリンクし
 た「小市町村主義」¹³³⁾ もあり、わが国や英独・北欧諸国が採る「大市町村主
 義」¹³³⁾ に必ずしも限られていないことは注意されねばならないが。）

後者、すなわち、大仰な（鬼面人を欺く？底の）神学的用語を借りて通称さ
 れた今一つの分権方策は、国庫補助負担金の削減、地方への税源移譲、地方交
 付税の見直し、三者連動（＝三位一体）の構造的財政改革として、2004年度か
 ら06年度にかけて企図され推進された。これは、単に地方分権や財政再建の戦
 術的域を超え、当時の（小泉）政権の最大の政治テーマ「構造改革」の一環

(政治構造改革)を成す戦略的色彩が濃く、されば各般の強力な抵抗に逢着して迷走も失速も重ねたが、一定の成果は挙げたと評価されよう。ただ、緒戦の激闘終って当事者(メイン・アクターとして、中央省庁と、自治体なかんずく全国知事会)間には幻滅・徒労感・厭戦気分が蔓延、2期目の発足は当面足踏みしてはいるが。¹³⁴⁾

こうして、地方化——政府システム内での統治機能下放——は、「四分五裂する地方分権改革の渦」と指導的オピニオン・リーダーの一人が嘆ずる¹³⁵⁾のをよそに、大きな流れとしては不可逆的に定着したと見て可である。スリム化する中央政府(単数形)に対して、地方政府(複数形)の存在感がとみに増大する。ちなみに、つとに日本国憲法・公定英訳では「(ローカル・セルフ-)ガバメント」となっていたにもかかわらず「地方自治」(第8章の章名)は、久しく「地方行政」扱いに甘んじてきたが、ここ20年来風向きが変わり、今では公的文書にも「地方政府」の表現と概念が大手を振って登場している(上述・地方分権改革推進法の設置にかかる地方分権改革推進委員会の第1次勧告〔08年5月28日〕など)¹³⁶⁾。

プライベートイゼーション
⑦ 私 化 — 「ビジネスの主題による変奏曲」¹³⁷⁾

下方拡散の窮極は私化である。政府→私人の方向性を示すのに、ここでは便宜、下放の空間的比喩を借りる(固より「官尊民卑」的発想に出るものではない)。既述の拡散形態①～⑥中、①(国際レベルへのはみ出し)はさて措き②～⑥がすべて国家(政府)システム内の展開であった(もっとも④の場合、移行先は政党、すなわち国家と社会の接点に位置するが)のに対して、これは社会(民間)システムへの越境移動であるから、その意味では外への拡散でもある(下向のイメージは、外向の点では同断—しかしいわば上向—の①と対比するにも、有意性を持つ)。

「プライベートイゼーション」対応の訳語として、「私化」(または「民間化」、「民営化」とも)は広狭さまざまに定義される¹³⁸⁾が、ここでも、従来(1990年論文、91年『ネオ行政国家論』、99年『総合管理学序説』、04年論文)¹³⁹⁾どおり最広義に、すなわち、各種単位行政機能の「私的(=民間)部門」への転位、と概念

規定しておいて差し支えあるまい。この場合、転位のありようは、部分的から全面的へとプリズム状に分布する。部分転位は、強度段階多様の民間委託（contracting-out）・公私協働（public-private partnership）・規制緩和（deregulation）として現象し（公的部門と私的部門の間になお何らかの連結が残存）、その極、全面転位は、公的責任の完全な移転＝^{ローディング・オフ}肩替り（→両部門間の接続切断）であり狭義の私化に他ならない。ここには、1980年代にわかには米英を中心にうねり始め日本もまたそれに倣さずネオ・リベラリズムの一自由化・市場化への一世界的潮流¹⁴⁰⁾が強烈な動因として働いている。

そこでの本命というべき狭義の私化（ないし、それに近いもの）について先ず見るならば、近年のわが国におけるその展開には、公企業なканずく国营企業をめぐってまさに瞠目すべきものがある。主な事例¹⁴¹⁾だけでも、――

- 1985年 日本電信電話公社（電電公社）→ NTT（99年、国が株式の $\frac{1}{3}$ 超を保有する持ち株会社NTTと東・西日本などに分割・再編。現在、NTT、NTTドコモ、NTTデータが上場）
- 1985年 日本専売公社 → 日本たばこ産業（JT）（国が株式の過半数をもつ。94年、上場）
- 1987年 日本国有鉄道（国鉄）→ 6JRなど11法人（北海道、四国、九州、貨物は独法が全株をもつ特殊会社。現在、東日本、東海、西日本が上場、残り4社も上場をめざす）
- 2003年 電源開発（Jパワー）（52年、電源開発促進法により国策会社として設立）
→ 促進法廃止により民営化（04年、上場・完全民営化。08年、外資の株買い増しに外為法による中止命令）
- 2004年 新東京国際空港公団（成田空港）→ 成田国際空港会社（全株を国が保有。将来、上場・完全民営化をめざす）
- 2005年 道路関係4公団 → 6高速道路会社＋1独法（事業会社は高速道路を建設・管理、独法は道路を保有し債務を返済）
- 2007年 日本郵政公社（03年、郵政省の直轄事業から移行）

→ 持ち株会社+4事業会社（窓口、郵便、郵貯銀行、保険）（持ち株会社と金融2社は10年をめどに上場。前者は上場後も国が株式の1/3超を保有）

最近の「郵政民営化」が時の政権の命運を賭けた一大政治スペクタクルであったことは、あらためて喋々するまでもなからう。

戦後の国家主導産業政策（日独の場合）や国有化政策（1960年代～70年代の英仏など）への新保守主義的反動が、それらの国々に完全私化（狭義の私化）の逆流を波打たせつつあるのに対して、そもそもそのような前提を欠き、公企業活動は広く民間の担うところであって来たアメリカにあっては、当今滔々たる新自由主義＝新市場主義化の主流を成すのは、狭義以外の広義私化、すなわち、政府活動の民間委託^{コントラクティング・アウト}であり、公私協働^{P P P}である。自由化・市場化、効率化・実効化、経費節減・脱肥大^{ガース}（胴回り¹⁴²）の引き締め）、—これら「ビジネスの主題」による変奏曲（本節サブタイトル参照）を、政府が指揮棒^{タクト}を振る。今や、広範な外部発注^{アウトソーシング}に依存する航空宇宙局^{N A S A}や輸送安全局^{T S A}の運営から、はしなくもイラク戦争で実態を露呈した民間軍事会社^{P M C}（戦争の民営化¹⁴³！）に至るまで、連邦政府の民間委託は巨大な規模に達し、州政府レベルでも、1997年現在、全州の福祉サービス・プログラムの実に72%もが契約^{コントラクト・アウト}に出されているとされ、地方自治体の大勢また同様、という¹⁴⁴。

世紀転換の前夜、民間委託の担い手としての非営利法人NPOの法認（「特定非営利活動促進法」平成10年〔1998〕法7、以後改正16次、NPO総数07年3万突破¹⁴⁵）、民間活力活用のNPM的仕組みPFIの導入（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」平成11年〔99〕法117）を見た¹⁴⁶ わが国においても、事態はとみに急を告げる。

すでに97年の児童福祉法改正（平成9年法74）と介護保険法（同年法123、平成12年施行）が先鞭をつけた2000年の社会福祉法（社会福祉事業法〔昭和26年（1951）法45〕の改正・改称、平成12年法111）によって、社会福祉行政はほぼ全分野で「措置から契約へ」の基礎構造改革が行われた¹⁴⁷。

03年（地方自治法改正—平成15年法81）には、普通地方公共団体の「公の施設」の管理委託を、従来「普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体」に限っていたのを、民間を含む「条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの」（「指定管理者」）に拡張（同法244条の2第3項、従来の管理委託施設は06年9月までに直営か指定管理者制度の何れかに移行）、¹⁴⁸⁾「公設民営」に大きく途を開いた。

さらに06年の公共サービス改革法（「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」平成18年法51）は、「国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点」から、「民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定」して、「官民競争入札」（いわゆるjoint contractingモデル¹⁴⁹⁾）か「民間競争入札」かに付すべきこと（同法1条）を定めた。なかんずく、官民競争入札制度は「市場化テスト」による「公私協働」方式として¹⁵⁰⁾、「地方自治体の『指定管理者制度』の国版」¹⁵¹⁾とみなされる。¹⁵²⁾

99年度に鳴り物入りで登場したPFIは、06年度末の時点で全国の着手件数266を算する（ただし、公共投資に占める事業費の割合は国・地方自治体ともになお1%に充たず、逐年の新規増加もこのところ鈍り気味と伝えられるから、果たして期待どおりの実績といえるかどうか）¹⁵³⁾が、最近の注目すべき顕著な事例に、諸外国の先蹤、中でも「フランス型」のそれに追隨するPFI刑務所¹⁵⁴⁾がある。07年4月、犯罪傾向の進んでいない受刑者を対象に「民設民営」の「美祢社会復帰促進センター」（山口県美祢市）が誕生（1号）、「島根あさひ社会復帰促進センター」（島根県浜田市）が続き（2号）、「官設民営」で「喜連川社会復帰促進センター」（栃木県さくら市）（3号）と「播磨社会復帰促進センター」（兵庫県加古川市）（4号）も開所された¹⁵⁵⁾。このように、ついに非権力作用を超え公権力行使の分野にまで一部分的・周辺的にせよ一踏み込むに至った政府機能の民間委託（遙か先を往くのは、アメリカの「英国型」PFI刑務所であり、さらには民間軍事会社であるが）としては、行刑における上記試みに先んじて警察の分野でも、駐車違反確認等の事務の「公安委員会の登録を受けた法人」（民間監視員）への

委託（平成16年〔2004〕法90による改正で追加された道路交通法51条の8）が06年6月から実施されている¹⁵⁶⁾ のを見る。

最広義の私化は、民間活動への政府介入—すなわち規制—の緩和・撤廃まで包含する。けだし、これは、単に行政機能の政府システム内での縮減（脱肥大、減量）を帰結するのみでなく、当該機能の民間移行（自主規制¹⁵⁷⁾ への転換—「民規制」¹⁵⁸⁾ !）をも稀ならず伴うからである。

市場原理（自由参入・自由競争）の貫徹を求める規制緩和・撤廃の大津波は、震源の米英¹⁵⁹⁾ から、いち早くわが国にも押し寄せた。90年代以降、大型店の出店規制の緩和（00年ついに撤廃）、金融商品の多様化など日本版金融制度改革、^{ビッグ・バン} 建築確認の民間開放（99年）、そしてなかんずく交通の分野で、航空業界新規参入の自由化、鉄道会社の裁量拡大（01年）、トラック・タクシーの新規参入・台数規制の廃止（タクシーにつき02年）、バス路線の新設・廃止の自由化（02年）¹⁶⁰⁾ 等々、一挙に激流が襲う。

もっとも、もっぱら経済的規制が標的のはずが、安全・健康・福祉・環境のための社会的規制まで一視同仁に巻き込んで救命網^{セイフティ・ネット} に破綻を生じ、中心市街地の空洞化（シッター通り化）、ハイリスク金融商品の被害多発、ライブドア、村上ファンド、事件、耐震強度の偽装（姉歯、事件）、航空運行トラブル・鉄道大事故の続発、トラック・タクシー運転手の長時間労働・低賃金問題、過疎地不採算バス路線の切り捨て¹⁶¹⁾ 等々、幾多の病理が踵を接するに及んで、やむなく綻び弥縫（規制の再強化）への「揺り戻し」¹⁶²⁾ も現れ始めた。今日、世界各国の対規制政策が量的な「規制緩和・撤廃」^{ディレギュレーション}（自由化・市場化）から質的な見直し（合理化・近代化）の域まで包括する「規制改革」^{レギュラトリ・リフォーム} の段階に達しているとされる¹⁶³⁾ 所以。現にわが国でも、当初「規制緩和」を冠にしていた管轄の首相諮問機関（98年「規制緩和委員会」）は、99年「規制改革委員会」に改名、01年「総合規制改革会議」、04年「規制改革・民間開放推進会議」を経て、目下07年からは「規制改革会議」と称する¹⁶⁴⁾（名は体を表わす?）。しかし、微（?）調整の揺り戻しはともあれ、振り子が大きく右へと振れつつあるのは見紛うべくもないと思われる。

〔以下次号〕

註

- 77) 大森彌『官のシステム』（東京大学出版会、2006年）139頁、259頁。
- 78) 参照、『ネオ』34～38頁。
- 79) この語、公式の初出は、1996年9月11日、日本記者クラブにおける橋本首相の講演。
— 岡田彰「省庁再編とそのインパクト」（日本行政学会『年報行政研究41・橋本行革の検証』ぎょうせい、2006年）23頁。
- 80) 参照、今村都南雄『官庁セクショナリズム』（東京大学出版会、2006年）113頁所掲「図2」。
- 81) 同上112頁。参照、169～70頁。
- 82) 橋本内閣・行政改革会議の最終報告（1917・12・3）における用語。— 参照、三辺夏雄＝萩野徹「中央省庁等改革の経緯〔3〕」（『自治研究』83巻4号）33頁。
- 83) 参照、岡田論文（→註79）34～5頁。
- 84) 2008年1月19日各紙朝刊報道。これを承け、「政府は〔3月〕15日、消費者行政を一元化した新組織の形態について、独立官庁型の『消費者庁』を内閣府の外局として設置する方針を固めた。トップとして常設の『消費者行政担当相』を置き、各省庁が所管する消費者行政関連の法律、権限を消費者庁に移管することも検討する。政府は今秋に見込まれる臨時国会に関連法案を提出し、来年1月か4月に消費者庁を発足させたい考え」（西日本新聞08・3・16朝刊1面）。「政府は〔4月〕21日、『消費者庁』を来年度、創設する方針を固めた。今秋の臨時国会に設置法案を提出する」（朝日新聞西部版08.4.22.朝刊1面）。なお、リバウンド現象としては、省外局レベルではあるが、「観光庁」（国土交通省）の新設（08年10月、ただし海難審判庁とのスクラップ・アンド・ビルト）も看過できない。
- 85) 参照、三辺＝萩野論文（→註82）〔1〕〔2〕、岡田論文（→註79）32頁。
- 86) 参照、今村『官庁セクショナリズム』（→註80）168～76頁（とくに、173頁、175頁）。
- 87) 参照、岡田論文（→註79）33～4頁。ちなみに、朝日新聞西部版08・1・23朝刊9面「ウオッチ」欄は、「八賢人の会」なるもの（「国土交通省で事務次官以下8人の幹部が集う会で、月1～2回開かれているという。旧建設省、運輸省などが統合した01年から続く『融合のため、ざっくばらんに意見交換する場』（幹部）」）を紹介し、「ただ、省庁再編から7年がたった今でも、旧省庁間には高い壁があるように見える」と同省の複雑な内情に触れ、「『賢人』の知恵が生かせるようになるまで、あと何年かかるのだろうか」と憂える。
- 88) 参照、岡田論文（→註79）34～6頁。
- 89) 参照、櫻井敬子『行政法のエッセンス』（学陽書房、2007年）36～9頁。「財金分離」問題については、なお参照、岡田論文（→註79）34～5頁、次註所掲・五十嵐『財務省支配の復活』42頁「図1-A」および57頁以下。
- 90) 五十嵐文彦『財務省支配の復活』（光文社、2006年）。なお、関連して、山口二郎『大蔵官僚支配の終焉』（岩波書店、1987年）。最新の動向として、08年9月成立の麻生内閣で財

務相と金融担当相が兼務となったのは、折からの世界的金融危機への緊急対応とは見られるものの、旧大蔵省復権の文脈でも強ち無視はできまい。—参照、朝日新聞西部版08・10・1朝刊2面（そこに「財金分離の〔継時的〕流れ」図あり）。

91) 参照、『ネオ』38～46頁。ジェラルド・カーティス「潮流」（西日本新聞08・7・7朝刊7面）によれば、2008年現在、「米国の場合、下院議員1人当たり、国の予算から給料が払われるスタッフが18人いる。上院議員は、州の人口によるが、だいたい60人前後のスタッフを持つ。各委員会にはそれぞれのスタッフがいる。日本の国会議員の場合、3人の秘書しか国の予算で雇えない。また、米国のようなシンクタンクもない。」ちなみに、わが国では、各議員に「その職務の遂行を補佐する秘書2名を付する」ほか「主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書1名を付することができる」というのが現行制度（国会法132条1項2項—2項は1993年の改正による追加）。また、わが国における「シンクタンク」の現状については、参照、舛添・後掲書（→註96）155～8頁。

92) 参照、手島『憲法学の開拓線』（→註1）9～144頁、同『学としての公法』（→註18）247～9頁。

93) 『ネオ』52～54頁。

94) たとえば、その最近の代表例たる宮澤喜一（1919～2007）の場合、大蔵官僚歴は11年（1942・1～52・12）で、続く参院2期・衆院12期の国会議員歴50年余（1953・4～2003・10）は遙かにそれを上回り、また御厨貴＝中村隆英『聞き書・宮澤喜一回顧録』（岩波書店、2005年）でも自らの行政官僚出自体質を意識的・無意識的に晦ましていると見受けられるが、しかし、その死去に際しての次のような悼辞には本質を衝くものがあると思われる。——

岩見隆夫・毎日新聞客員編集委員：「宮澤さんの官僚びいきは徹底していた。それだけに、最近の官僚腐敗は『吏道も地に落ちたねえ』と嘆いた。ことに古巣の大蔵省への愛着はひとしおだった。財務省に切り替わる時、宮澤さんは森内閣の蔵相で、この名称変更にも最後まで異を唱えた。幹部が〈財務省〉の新看板を書いてほしいと3度まで頼みにいったが、つい筆をとらなかった。」（毎日新聞西部版2007・7・1朝刊3面）

宮澤元首相が蔵相時代（86～88年）に副財務官としてベネチアとトロントのサミットに随行した久保田勇夫・西日本シティ銀行頭取：「課長クラスの役人との間ではリラックスされていた。」（毎日新聞西部版07・6・29朝刊29面）

後藤田正晴（1914～2005）については、参照、同『政と官』（講談社、1994年）、同『情と理』（講談社、1998年）。

95) 『ネオ』52頁。

96) 清水『官邸主導』（→註69）303頁、舛添要一『永田町vs.霞が関 — 最高権力を奪取する者は誰か』（講談社、2007年）201頁。なお参照、『ネオ』54頁。

97) 参照、岩見隆夫「近聞遠見」（毎日新聞西部版1996・2・6朝刊2面）—「新進党のある幹部は、『橋竜の官僚びいきは予想していたが、これほどとは思わなかった。世間は、国民と大蔵省とどちらの立場に立つのか、という空気にだんだんなっているから、橋竜は苦し

くなる。〔国会〕答弁を聞いていると、官僚の考えを熟知していて、それに沿って発言をセルフコントロールしているのがよく分かるからね』と言う。自民党の某長老も、『彼は有能だけど、まあパーティ（政党）官僚だから。根本竜太郎、愛知揆一それから山中定則といった人たちに似てるな』ともらしたが、官僚の擁護者としての橋本評は政界で定着している。」

98) 山田孝男「風知草」は、船田元（自民党・津島派事務総長）が福田を「官僚に近いということなのか、決定のスピードが遅い」と評し（毎日新聞西部版08・1・28朝刊3面）、菅直人（民主党・代表代行）が「福田さん、ナンバーワンの資質ではない。状況対応型なんです。ナンバーワンは状況をつくり出さなくちゃ……」と月旦した（同紙08・2・4朝刊3面）ことを伝える。なお、同紙08・4・20朝刊2面によれば、「福田首相は父赳夫元首相がエリート官僚だったこともあり、『財務省を身近に感じている』（塩川正十郎元財務相）とされる。」

99) 以下、参照、与謝野馨『堂々たる政治』（新潮新書、2008年）、『政官要覧・平成20年春号』（セイサクジホウ・アイ・ビイ、2008年）98頁。ちなみに、毎日新聞西部版08・4・20朝刊12面「今週の本棚」所載・本書短評の^で出しに「古稀を前に急速に評価が高まっている珍しい政治家」とある。

100) 毎日新聞西部版08・3・5夕刊2面「特集ワイド」リード。なお参照、星浩「政態拝見」朝日新聞西部版08・4・15朝刊4面。08年8月の「福田改造内閣 閣僚の横顔」では、「〔改造前の〕福田内閣では閣僚から外れたが、昨年末の薬害C型肝炎患者救済策の議員立法や高齢者総合政策とりまとめなど、知恵袋として福田首相を支えてきた」と紹介されている（朝日新聞西部版08・8・2朝刊5面）。

101) 上掲『堂々たる政治』（→註99）139頁。

102) 参照、同上25～6頁、清水『官邸主導』（→註69）101頁。

103) 清水・同上。

104) 同上299頁。

105) 五十嵐『財務省支配の復活』（→註90）24～64頁。なお、「1丁目1番地」とは、同書によれば「霞が関の官庁用語で、最も大事にする権益、組織、人物、政策などをいう」（61頁）。

106) 朝日新聞西部版07・8・28朝刊5面、同紙08・2・29朝刊4面。なお、同紙08・6・7b2面「読み解く・政治」（編集委員・曾我豪）は、与謝野を目して、師匠と仰いだ故梶山静六の「政策提言とその調整・遂行力」にあやかる『政治におけるプロフェッショナル』を自任する」としている。

107) 与謝野は、最近刊の上掲小著の「おわりに」で、祖母・晶子の和歌「劫初より作りいとなむ殿堂にわれも黄金の釘一つ打つ」を引き、「政治家としていいなと思っている」とコメントする（189頁）が、このこと、「…黄金の…」に辛うじて政客としての矜持（^{いちぶん}一分）が託されていると見られぬではないが、はからずも、彼の組織人間的≡ビューロクラットの深層心理をいみじくも露呈するとは云えないか。ちなみに、08年8月の「福田改造内閣 閣僚の横顔」には、相変わらず、祖父母への言及とともに、「党内でも抜きんでた政策立案能力と

評価が高く、福田康夫首相も折に触れ助言を求める」とある（西日本新聞08・8・2朝刊7面）。

108) 参照、『ネオ』53～4頁。

109) 「一昔前は、官僚OBの政治家と言えば、年齢的にも高かった。局長クラスのポストを経験した後に政治家に転身する人が大半だった。しかし今は、若くして役人から政治家に転身する人が多い。」— 舛添『永田町 vs. 霞が関』（→註96）218頁。そのようないわゆる「過去官僚」は、08年夏現在、当時の官房長官も自民党幹事長もその類—前者は旧通産の、後者は旧大蔵のそれ—である政権与党のみならず、近年は野党（民主党）にも少なくない。—参照、星浩「政態拝見」（朝日新聞08・4・29朝刊4面）。なお、08年9月発足の麻生体制自民党の幹事長も「元通産官僚で実務能力の高さには定評がある」（西日本新聞08・9・23朝刊3面）。

110) 近時の舛添要一に例示される〈学界→政党〉のルートも、本流とはなりえぬにしても、後者（あるいは前者？）の亜種ないし変種—ないし第三のバイパス—と目さるべきか。彼の『永田町 vs. 霞が関』（→註96）は、今日の政治家の資質として「調整力」「調整能力」を最も重視するが、そこで強調されているのは「理路整然」「論理明快」（202頁）な説得力（「行政理性、と言い換えて可ならん）である。

111) *Revisiting*, p.181.

112) 本誌14巻1・2号15頁・

113) 同上15～16頁。

114) 参照、前註91)。

115) *Revisiting*, p.184.

116) 参照、「基礎」12頁、大住莊四郎『ニュー・パブリック・マネジメント—理念・ビジョン・戦略』（日本評論社、1999年）、「特集・NPMと行政法学の課題」（『法律時報』78巻9号、2006年）。

117) 参照、大住「エイジェンシー」（前註116）52～54頁）、岡村周一「イギリスにおける行政改革の理念と実像」（『ジュリスト』1161号〔99・8・1—15号〕34～39頁）。

118) 参照、山本隆司「民営化または法人化の功罪」〔上〕（『ジュリスト』1356号〔08・5・1—15号〕）27頁。

119) 行政法学者は法形式面の違いを重視する（藤田宙靖『行政組織法』〔有斐閣、05年〕148頁・149頁註（3）、高橋滋・発言「座談会：行政改革の理念とこれから」〔『ジュリスト』1161号〕29～30頁など）が、行政学・公共政策学者は実態面から両者を一視同仁に論ずる（大住・前註117）53頁、大山耕輔・福田＝真淵＝縣編前掲書〔→註54〕122頁など）ようである。

120) 参照、稲継裕昭「独立行政法人の創設とその成果」（『年報行政研究41』〔→註66〕）42～59頁、三辺＝萩野論文（→註82）〔2〕（『自治研究』83巻3号）52～3頁、〔4〕（同上5号）34～42頁、山本論文（→118）27～30頁など。

121) 参照、三辺=萩野論文〔5・完〕（『自治研究』83巻6号）18～20頁、山本論文〔下〕（『ジュリスト』1358号〔08・6・15号〕42～59頁）。「通則法に基づく法人ではないが、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人や、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づく日本司法支援センターは、広義の独立行政法人と位置づけられ」る（三辺=萩野論文〔5・完〕18頁）。

122) 独法通則法の響みに倣い、03年、地方独立行政法人法（平成15年法118）が制定・実施されているが、前者による本来の独法化は狭義国家システム内で完結するのであり、各地方自治体を〈閉じた単位〉として展開される後者とは無関係である。

123) 本誌前々号11頁。

124) 1990年代の米独仏英における状況について、『ネオ』47～51頁。なお参照すべき最近の文献として、若松隆=山田徹編『ヨーロッパ分権改革の新潮流』（中央大学出版部、2008年）。

125) 参照、内貴滋「英国地方自治体改革の展望と中央集権手法」〔1〕（『自治研究』82巻8号、2006年）62～66頁、廣田全男「イギリスの地方分権改革と権限踰越の法理」（『自治総研』339号、2007年1月、1～16頁）、ヨーロッパ地方自治憲章に関して廣田論文2～7頁および山崎後掲書（→次註）300～302頁。なお、イギリスの憲法構造から来るブレア（→ブラウン）地方分権改革の宿命的隘路につき、内貴論文〔1〕～〔12・完〕（『自治研究』82巻8号・10号・12号、2006年、83巻1号～3号・6号・9号～12号、07年、84巻1号、08年）、廣田論文8～14頁。「たしかに、ブレア政権下で制定された地方自治法は、地方自治体の裁量権を拡大した。しかし、それは中央政府の強い統制下におかれた自由の拡大に留まり、ブレア政権の地方分権改革には一定の限界がある。」—廣田論文14頁。しかし、「ブラウン首相は、就任直後に『英国の統治（Governance of Britain）』を発表し、ホワイトホールから自治体と地域社会と市民に権限を移行する方向を示し、活性化された地域民主主義とより良い公共サービスを目指す意向を表明した。」—内貴論文〔12・完〕98頁。

126) 参照、『ネオ』49～50頁、山崎榮一『フランスの憲法改正と地方分権 ジロンダンの復権』（日本評論社、2006年）47～52頁。

127) 参照、山崎・同上175～211頁、357～363頁。改正憲法条項のテキストおよび訳文については、なお参照、Yves Gaudemet et Oliver Gohin (sous la direction de), *La république décentralisée*, L.G.D.J. Diffuseur, 2004, pp.15? 18, 高橋和之編『〔新版〕世界憲法集』（岩波文庫、2007年）278頁、309～311頁。

128) 参照、山崎・前掲書（→註126）213～264頁。なお参考すべきものとして、自治・分権ジャーナリストの会編『フランスの地方分権改革』（日本評論社、2005年）。

129) 金井利之『自治制度』（東京大学出版会、2007年）88頁は、「2000年分権改革」を、明治地方自治制の成立、戦後改革に続く「第三の改革」ととらえる。

130) これらの用語、西尾勝「四分五裂する地方分権改革の渦中において考える」（日本行政学会編『年報行政研究43・分権改革の新展開』ぎょうせい、2008年）3頁に従う。

131) 参照、西尾勝『地方分権改革』（東京大学出版会、2007年）、高木健二「第2次分権

改革の始動」(『自治総研』343号、2007年5月、1～20頁)など、および朝日新聞西部版08・6・20夕刊2面、西日本新聞08・6・21朝刊5面など。もっとも、わが国今回の地方分権改革の第1次と第2次の時期区分については、論者必ずしも一致しない。一参照、西尾同上122頁、高木同上1頁。

132) 参照、朝日新聞西部版07・11・10朝刊4面、西日本新聞08・1・1朝刊3面。

133) 参照、西尾・前掲書(→註131))18頁、141頁。

134) 参照、同上174～203頁、また西日本新聞07・7・18朝刊34面(「全国知事会第2期分権改革提言 熱気消え厭戦ムード「三位一体」の傷癒えず」)。

135) 西尾・前掲論文(→註130))タイトル。

136) 同勧告のサブタイトル(「～生活者の視点に立つ『地方政府』の確立～」)および6頁。なお、その前史につき参照、片木淳「『地方政府』再編と道州制」(『自治研究』84巻3号、2008年)52～3頁。

137) “Variations on a business theme” — *Revisiting*, p.155での、Barbara S. Romzek によるエスプリの利いた小見出し。

138) 参照、手島「『ネオ行政国家』続論」(→註2))409～10頁、『ネオ』55～6頁。E.S.Savas(1987年)は 広義のprivatizationに6形態を類別(大住・前掲書〔→註116〕)21～3頁による。なお、大山耕輔「政策実施と行政手段」〔福田＝真淵＝縣編『行政の新展開』(→註54))〕140頁)、Lester Salamon(2002年)は privatizationの「少なくとも10の別々の形」を確認しつつ、「その最広義では、privatizationとは、公共目的の追求に政府と非政府体が何らかの形で関わり合うことを意味する」という(Romzek, *Revisiting*, p.155, p.173による)。

139) 手島「『ネオ行政国家』続論」(→註2))409頁、『ネオ』55頁、手島『総合管理学序説』(有斐閣、1999年)64頁、「基礎」(→註3))11～2頁。

140) 参照、本誌前々号10頁、大住・前掲書(→註116))13頁、19～27頁。

141) 参照、「基礎」11～12頁、朝日新聞西部版08・6・24朝刊3面。なお、08年10月には、前年5～6月成立の政策金融改革関連法により、政府出資の「政府系金融機関」全8機構の統廃合が行われ、国民生活金融公庫など5機構→株式会社日本政策金融公庫(今後唯一の政府系金融機関)への統合、日本政策投資銀行→株式会社日本政策投資銀行、商工組合中央金庫→株式会社商工組合中央金庫へのそれぞれ移行が実現、後二者は5～7年後の完全民営化をめざしている(朝日新聞西部版08・9・5朝刊2面)。

142) 本誌前々号13頁、23頁註56)。

143) 参照、本山美彦『民営化される戦争』(ナカニシヤ出版、2004年)、P.W.シンガー『戦争請負会社』(山崎淳訳、NHK出版、2004年)。

144) *Revisiting*, pp.158? 162. なお、Paul R. Verkuil, *Outsourcing Sovereignty*, Cambridge U.P., 2007が参照さるべきである。

145) 参照、朝日新聞西部版06・11・12朝刊11面。

146) 「基礎」12～13頁。

147) 参照、前田雅子「社会福祉」（加藤＝菊池＝倉田＝前田『社会保障法』有斐閣アルマ、初版01年）207～9頁、小川政亮「社会福祉サービスの法」（西原道雄編『社会保障法』有斐閣双書、5版02年）283～4頁。前田・同上208頁によれば、「措置から契約へ」は「サービス利用の法的仕組みを、地方公共団体の措置決定から、利用者の選択により事業者と直接契約する方式に代えること」。

148) 参照、「[資料] 指定管理者制度の現状と今後の課題」（『自治総研』355号、2008年5月、66～122頁）。

149) 参照、*Revisiting*, p.156.

150) 参照、橋本博之『競争の導入による公共サービスの改革に関する法律』案について（『自治研究』82巻6号、2006年、35～56頁）。

151) 朝日新聞西部版05・11・10朝刊15面。

152) もっとも、発足なお日浅く、実績は、未だ必ずしも芳しくなく今後に俟つべきもののようであるが。すなわち、官民競争入札等監理委員会（同法37条により内閣府に設置）の公表（08・3・27）によれば、12府省と警察庁について07年4月～12月の実施決定事業数で判定した5段階評価は、国民年金保険料の収納業務などを民間委託した厚生労働省がB（25以上）、総務省と経済産業省がC（10以上）のほかは軒並みD（1以上）にとどまっている（ただし、07年6月の前回評価でE（ゼロ）が5府省あったのに比べれば小幅ながら改善、とはいう）。—翌朝の新聞報道（朝日西部版4面、毎日西部版2面）による。

153) 西日本新聞08・1・13朝刊2面。

154) 「基礎」12頁。参照、「特集・新しい刑務所運営」（『ジュリスト』1333号、〔07・4・15号〕2～70頁）。なお、PFI刑務所の「フランス型」と「英国型」につき、上記特集巻頭の吉野論文（→次註）2～3頁、また、後者に属するとされる米国のそれにつき、太田達也「アメリカにおける矯正施設の民営化と我が国のPFI事業」（同上特集、19～33頁）。

155) 参照、吉野智「PFI手法による官民協働の新たな刑務所の整備について」（『ジュリスト』同上、2～9頁）、只木誠「新しい刑務所運営の意義と課題」（同前、10～18頁）、「美祢社会復帰促進センターについて」の7論文（同前、34～70頁）、「初の民活刑務所スタート」（毎日新聞西部版07・5・25夕刊1面）、「美祢社会福祉促進センター見学報告書」（日弁連『自由と正義』59巻7号、2008年、98～105頁）、喜連川社会復帰促進センターにつき室井誠一（同センター長）「PFI刑務所の現状と課題」（『法律時報』80巻9号、2008年、40～43頁）など。

156) 参照、高橋明男「警察行政とNPM」（『法律時報』78巻9号、2006年、45～9頁）。

157) 参照、原田大樹『自主規制の公法学的研究』（有斐閣、2007年）。

158) 大山耕輔「規制システム」（宮川公男＝山本清編著『パブリック・ガバナンス—改革と戦略』日本経済評論社、2002年）184頁。

159) OECDのレポートによれば、1995年までに世界各国における規制改革（本文後述のように、規制の単に量的な緩和・撤廃〔自由化・市場化〕のみならず、その質的な改良戦略

[近代化・合理化]まで含めてはいるが)で先陣を切っているのは、カナダ、アメリカ、イギリス、オーストラリアである。— 大山・上掲(前註)186～7頁が若干修正して紹介する表による。

160) 参照、朝日新聞西部版06・6・19朝刊1面、同06・7・6朝刊9面。

161) 参照、同上。

162) 同上6・19朝刊報道見出し。—「規制緩和 揺り戻し 交通・金融…事件相次ぎ 引き締め20法 今国会で成立」。

163) 大山・前掲(→註158))182頁。

164) 参照、朝日新聞西部版07・2・1朝刊4面。なお、城山英明「『規制緩和』と『規制改革』—その実像と含意」(『ジュリスト』1356号〔08・5・1—15号〕21～26頁)。

正 誤

「総合管理の基礎概念」(『新千年紀のパラダイム』2004年)13頁24行目：

地方分権促進法 → 地方分権推進法

「ネオまたはポスト行政国家論」(本誌14巻1・2合併号、2007年)16頁21行目：

(④～所述) → (⑤～所述)